

平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害に関する 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の特例措置について

現 行	改 正 案
(新設)	③ <u>会員（組合員）以外の者への資金の貸付けや、預金等の受入れについては、信用金庫法及び中小企業等協同組合法上、一定の制限がある。</u> <u>今般の同地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害の影響により、同地震が発生する前に会員（組合員）であった者が、一時的に地区外に避難していると認められる場合には、当該会員（組合員）の住所等を当該地区内として取扱うことで差し支えないこととする。</u>